基準別表第1 広い空地を有する建築物

ア欄	イ 欄 許可対象とする広い空地			ウ欄	工欄	才欄
国土交通省令 第10条の3第4項	空 地 の 種 類 (公共の用に供されているものに限 る。)	空地の規模	空地の管理者等	広い空地と建築物の敷地 の関係	広い空地の管理者等の 承認等	許可対象とする建築物の用途、規模、位置及び構造の要件
第1号 その敷地の周囲に公園、緑野山の周囲に公園がい空地をある。	(ア)公園、緑地、広場等で都市計画 法、都市公園法等により整備され た空地 (イ)自動車専用道のサービスエリア 等の空地	2,500 平方メートル 以上	国、地方公共団体等	該空地に通行上及び安全上有効に2メートル以上接していること。 (イ)上記(ア)に記載の有効に接している部分か	上有効に接することに ついて、当該空地の管 理者等と事前の調整を	 (ア)イ欄「空地の種類」(ア)に記載の広い空地に接する敷地の建築物は、法第35条に掲げる建築物以外のものであること。ただし、当該空地に有効に接する部分の幅及び有効に接する部分から当該空地内に存する通行上及び安全上有効な通路部分の幅員が4メートル以上であり、かつ、避難上、消火活動上支障なく通路が道路に有効に接続している場合にあっては、この限りでない。 (イ)法、同法施行令等(以下「法令等」という。)の規定中「道路」に係る各規定(法第56条の2第3項を除く。)の適用については、イ欄に記載の当該広い空地を道路とみなして適用する。 (ウ)建築物の用途が長屋である場合にあっては、各戸の主要な出入り口から当該空地に通ずる通路の幅員が2m以上である長屋はこの限りでない。 (エ)建築物の敷地、建築物の上水・ガス等に係る供給経路及び雨水・汚水排水に係る処理経路が有効に確保されていること。

基準別表第2 公共の用に供する道に接する建築物

ア 欄 国土交通省令 第10条の3第4項	イ 欄 許可対象とする公共の用に供する道(幅員4メート)限る。) 道 の 種 類 (法第42条第1項に規定される道路に該当しないもので、一般の通行の用に供されているものに限る。)	レ以上のものに 道の管理者等		エ 欄 公共の用に供する道の 管理者等の承認等	オ 欄 許可対象とする建築物の用途、規模、位置及び構造の要件
第2号 その数はには を をの他にの個との を を ののは、 ののは、 のので のので のので のので のので のので のので のので のので のの		国体党の法人の法人の法人の法人の法人の法人の法人の法人の法人の法人の法人の法人の法人の	(ア) 該主と 地及ーこ 掲は基「第び規接場会めし 地及ーこ 掲は基「第のにるび定接 物通にて 3に良例う1条にめ行、該。 物道にて 3に良例う1条にめ行、該。 なびたと 第物奈条い第9別定通に当と はびトと 掲は基「第び規接場安めし はびトと 場は基「第び規接場安めし はで築下第のにるび定接 は本、行と例1りの、効上こ のにるが定接 は本、行と例2のにるが定接 はない、第8条定す合全るて はない、第8条定する	いて、当該道の管理者 等と事前の調整を管理を 事前の調整の管理で 事が当該承認等が 事では 事では 事では 事が 事では 事が の い の い の い の い の い の い の い の い の い の	(ア)法令等の規定中「道路」に係る各規定の適用については、イ欄に記載の当該道を道路とみなして適用する。 (イ)建築物の用途が長屋である場合にあっては、各戸の主要な出入り口は当該道に面すること。ただし、敷地内において各戸の主要な出入り口から当該道に通ずる通路の幅員が2m以上である長屋はこの限りでない。 (ウ)建築物の用途が条例第11条及び条例第19条の3に規定するものにあっては、イ欄に記載の当該道の幅員が同条に規定する幅員以上を有する場合に限る。 (エ)建築物の用途が条例第19条の3第3項に規定するものにあっては、客用の出入り口と当該道の境界線との距離は、3m以上としなければならない。 (オ)建築物の敷地、建築物の上水・ガス等に係る供給経路及び雨水・汚水排水に係る処理経路が有効に確保されていること。